

令和 8 年 3 月 31 日
文 部 科 学 省
高等教育局学生支援課

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の
支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリック
コメント（意見公募手続）の結果について

「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和 8 年 2 月 6 日から令和 8 年 3 月 7 日までの期間、電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 6 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約し、パブリックコメントの対象となる意見についてのみ、考え方を示させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別紙)

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>・「災害、傷病その他のやむを得ない事由」に「紛争・戦争」も明示的に含めるべきではないか。</p> <p>・「災害、傷病その他のやむを得ない事由」の状況が重大なら2年で回復するとは思えないため、大学等に進学するまでの期間の要件について、卒業後5年や10年に延ばすべきではないか。</p>	<p>「紛争・戦争」等により被害を受けた場合も「災害、傷病その他のやむを得ない事由」に含まれます。</p> <p>また、大学等に進学するまでの期間に関する要件について、高等学校等を卒業後2年以内としているのは、短期大学や2年制の専門学校を卒業した者では概ね20歳以上で就労し、一定の稼得能力がある者がいることを踏まえ、こうした者とのバランス等を考慮しているものですが、災害、傷病その他のやむを得ない事由があっても当該2年の期間を延長する例外規定がありませんでした。その上で、本要件の緩和にあたっては、就労している同世代の者とのバランス等を考慮し、高等教育進学者の過半数が進学する大学学部の標準的な修業年限である4年を基準としたものです。</p> <p>いただいた御意見も踏まえつつ、引き続き、奨学金制度の更なる拡充を図ってまいります。</p>
<p>・第一条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の十二第二項第九号において「十二月を超えない範囲」と規定しているが、月数計算を行うなど月数を観念する規定でないのであれば、単に「一年を超えない範囲」と規定すれば十分ではないか。</p> <p>・第一条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の十二第五項において「又は同項第九号(同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。)」と規定しているが、号数の順に規定するのが一般的であるため、「又は同項第九号</p>	<p>第一条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の十二第二項第九号における月数は、同項第五号における月数の算定においても考慮されるものとなりますので、「十二月」として規定しております。したがって、原案のままとさせていただきます。</p> <p>号数に関する御指摘につきましては、御指摘を踏まえ、原案を号数順に規定する形で修正いたします。</p>

<p>(同項第四号及び第九号のいずれにも該当するときを除く。)」と規定する方が適切ではないか。(第二条による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十八条第五項も同様。)</p>	
--	--